

## 群馬県教員育成指標の改訂等について

群馬県総合教育センター

### 1 教員育成指標について

#### 教育公務員特例法 第22条の3 第1項

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

（教育公務員特例法一部改正：平成28年11月）

- 教員育成指標とは、教員が自らの資質や能力を向上させるための目安や基準
- 職種や成長段階に応じた指標を策定

### 2 改訂等の目的

#### 教員に共通的に求められる資質能力を再整理

「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」改正及び「群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）」の趣旨を踏まえ、群馬県教員育成指標を改訂する。

### 3 改訂等の内容

- (1) 群馬県教員育成指標の概要
    - ・各項目、内容の修正
  - (2) 教員育成指標（養護教諭、栄養教諭含む）
    - ・「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」「ICTや情報・教育データの活用」の項目を新たに追加
    - ・各項目、内容の修正
  - (3) 校長の資質向上のための指標
    - ・各項目、内容の修正
  - (4) 新設
    - ・幼稚園教諭等育成指標を策定
  - (5) その他
    - ・群馬県教育ビジョンとの関連付け
- ※ 群馬県教育ビジョンの重点政策にアルファベット(A～J)を割振り、各指標の文言の後に示す

### 4 教員育成指標の策定及び改訂の経緯

- 平成29年12月 「群馬県教員育成指標（教諭）」策定  
「校長の資質向上のための指標」策定  
令和 3年 3月 「群馬県教員育成指標（教諭）」改訂  
「群馬県教員育成指標（養護教諭）」策定  
令和 4年 4月 「群馬県教員育成指標（栄養教諭：試行版）」策定

### 5 今後の予定

- 令和 8年 4月 「群馬県教員育成指標（教諭、養護教諭、栄養教諭）」改訂  
「校長の資質向上のための指標」改訂  
「群馬県教員育成指標（幼稚園等教諭）」策定

# 群馬県教員育成指標(改訂案)

## 群馬県育成指標の概要(案)

令和8年〇月  
群馬県教育委員会

### 第4期 群馬県教育振興基本計画 群馬県教育ビジョン

最上位目標

自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて

— ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動し続ける「自律した学習者」の育成 —

自分で考えて、  
自分で決めて、  
自分で動き出す!

群馬県の教育が目指す  
5つの学習者像

自らが主語となる学び  
をつくり、深めていく

対話と交流により、信  
頼関係を築いていく

生涯にわたり学び続ける喜  
びを実感し、共有していく

多様性を尊重し、  
互いに認め合う

社会課題を自分事  
化して、行動に移す

## I. 群馬県の教員として求められる基礎的な資質・能力

### 1. 子供たちと共に成長し続ける教員

- ・変わりゆく状況に柔軟に対応し、新しい物事にも前向きに取り組むことができる。
- ・子供が中心の学びとなるよう、子供たちの学びをリードしたり支援したりする「伴走者」としての役割を果たすことができる。
- ・子供たちを信じて、温かく励まししながら、「失敗を恐れない心」や「人とながら力」、「自分で考え、判断し、行動する力」などを伸ばすことができる。

### 2. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を有する教員

- ・教育的愛情と指導への情熱をもち、多様な考えや特性を認めながら子供たちの可能性を伸ばすことができる。
- ・組織の一員としての自覚をもって連携・協力するとともに、互いに高め合うことができる。
- ・郷土の歴史や文化、生活等について理解し、保護者や地域、関係機関等と連携・協働することができる。
- ・高い倫理観と規範意識を備え、社会人として適切に判断して行動することができる。

### 3. 幅広い視野と高い専門性を有する教員

- ・教科等に関する専門的な知識や技能を有し、主体的・対話的で深い学びにより、子供たちに「たくましく生きる力」を育むことができる。
- ・情報化やグローバル化など社会の変化をとらえ、専門性を高めるために日々努力し、学び続けることができる。
- ・子供たちの実態や発達の段階を踏まえ、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばすとともに、共生社会の形成を目指すことができる。
- ・学校教育目標の実現に向けて、保護者や地域の思いや願いを生かしながら、組織的・計画的に教育活動を行うことができる。

## II. ライフステージごとの求める資質・能力

< 群馬県の教員としての基礎的素養 >

主体性・学び続ける姿勢・研究能力

教育的愛情・豊かな人間性

対話する力・想像力

使命感・責任感

規範意識・倫理観・人権意識

< 育成の方向 >

教員として「子供が主語となる学びをつくり上げるための推進者」であるとともに、自らエージェンシーを発揮して、学校の未来を切り開いていくことができる。

教職課程修了時

キャリア段階Ⅰ  
< 基礎形成期 >

キャリア段階Ⅱ  
< 資質向上・充実期 >

キャリア段階Ⅲ  
< 資質発展・円熟期 >

管理職

< 教職課程修了時 >

- ・周囲と連携・協働しながら、様々なことを自分事化する姿勢・態度
- ・教職の意義や教員の役割についての理解
- ・学習指導等についての基礎的・基本的な知識・技能
- ・社会人としての常識・識見
- ・地域への理解
- など

< キャリア段階Ⅰ >

- ・児童生徒理解
- ・基礎的・基本的な指導力
- ・組織の一員としての自覚
- ・自己の課題を把握する力
- ・保護者や地域と連携する力 など

< キャリア段階Ⅱ >

- ・実践的な指導力
- ・周囲の教職員に助言する力
- ・関係する教職員と連携する力
- ・学校経営に積極的に参画する力
- ・保護者や地域と協働する力 など

< キャリア段階Ⅲ >

- ・学校全体の課題を把握する力
- ・課題解決に向けて具体策を提案する力
- ・組織的な取組に向けた企画力・調整力
- ・若手教員を育成する力
- ・保護者や地域との協力体制を築く力 など

< 管理職 >

- ・学校経営に関する専門的知識
- ・自ら学び続ける意欲・教育的愛情
- ・責任感・使命感
- ・総合的な人間力・対話する力
- ・的確な判断力・決断力・交渉力
- ・危機管理能力
- ・アセスメント能力
- ・ファシリテーション能力
- ・社会の変化に対応する力
- ・人材育成力
- など

第4期 群馬県教育振興基本計画 **群馬県教育ビジョン**

自分で考えて、  
自分で決めて、  
自分で動き出す！

最上位目標

自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて  
— ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動し続ける「自律した学習者」の育成 —

群馬県の教育が目指す  
5つの学習者像

自らが主語となる学びをつくり、深めていく

対話と交流により、信頼関係を築いていく

生涯にわたり学び続ける喜びを実感し、共有していく

多様性を尊重し、互いに認め合う

社会課題を自分事化して、行動に移す

目指す学習者像実現のための5つの重点政策

- A : 変化の激しい社会に対応できる資質・能力の育成
- B : 多様性を尊重し、協働する力の育成
- C : 自分と社会をより豊かにするための生涯にわたる学びの支援
- D : 心と体の健康に対する理解と向上
- E : 時代の変化に対応した教育イノベーションの推進

群馬の教育を推進する基盤となる5つの重点政策

- F : 「人」を支える取組の充実
- G : これからの時代の学びを支える施設・設備整備の推進
- H : これからの時代の学びを見据えた体制の整備
- I : 学びの充実に向けた様々な主体による連携・協働の推進
- J : 全ての子どもの学びを支援する取組の充実

＜ 群馬県の教員としての基礎的素養 ＞

主体性・学び続ける姿勢・研究能力

教育的愛情・豊かな人間性

対話する力・想像力

使命感・責任感

規範意識・倫理観・人権意識

| 項目                     | ライフステージ  | 教職課程修了時   |   |   |   |
|------------------------|--|---|---|---|---|
|                        |  | キャリア段階 I<br>＜ 基礎形成期 ＞                                 | キャリア段階 II<br>＜ 資質向上・充実期 ＞                                   | キャリア段階 III<br>＜ 資質発展・円熟期 ＞  |   |
| 学習指導・教科経営等             | 学習計画   | ・児童生徒の目線に立って学習指導要領における各教科等の目標及び内容等について理解している(A)       | ・学習のねらいを明確にし、児童生徒主体の学習活動を十分に確保した学習計画を立案することができる(A)          | ・育てたい資質・能力を明確にし、児童生徒が主体的に課題解決を図ることを中核とした単元や題材の計画を立案することができる(AC)     | ・他教科や他学年との学びのつながりや広がり意識した学習計画や、教科横断的・探究的な学習計画を立案し、実践することができる(ACE)     |
|                        | 指導・支援  | ・発問・教材・教具の活用等、基本的な指導技術を身に付け、学習計画に沿って授業を展開することができる(A)  | ・基本的な指導技術を身に付け、問題解決に向けて児童生徒が主体となる学習活動を取り入れた授業を展開することができる(A) | ・児童生徒の特性や習熟の状況を的確に捉え、個に応じた授業を展開することができる(ABH)                        | ・一人一人の児童生徒が主体的に課題を見いだすとともに、自らの学びを調整して解決に向かう授業を展開することができる(ABEH)        |
|                        | 授業評価・改善  | ・評価計画に基づく観点別評価とその評価の目的や方法について理解している(A)                | ・評価規準に基づき、一人一人の学習状況を的確に評価することで自己の授業課題を見だし、改善につなげることができる(AB) | ・児童生徒の学習状況を多面的に分析して評価し、単元や題材における育てたい資質・能力を明確にした授業改善を図ることができる(AB)    | ・他教科や他学年とのつながりの中で学校全体の学習上の課題を把握し、教育課程を改善する具体策を提案するとともに実践することができる(ABH) |
| 生徒指導・学級経営等             | 児童生徒理解   | ・児童生徒と積極的に関わり、一人一人のよさを見付ける姿勢を身に付けている(B)               | ・受容的・共感的な態度で児童生徒に接し、一人一人のよさや個性を積極的に理解している(BJ)               | ・発達や個人の特性を踏まえ、一人一人の児童生徒の悩みや不安等を理解している(BDJ)                          | ・悩みや不安等、課題をもつ児童生徒の環境や背景を踏まえ、課題を多面的に理解することができる(BDEHJ)                  |
|                        | 個に対する指導・支援   | ・発達の特性や教育的ニーズ等、生徒指導上の課題や生徒指導基本的な進め方・考え方について理解している(BE) | ・児童生徒の個別の課題を理解し、問題行動や学習・生活上の困難さの早期発見・即事対応を行うことができる(BDEJ)    | ・児童生徒が抱える課題や困難さを分析し、学年組織を生かして受容的・共感的に個別の課題に対応することができる(BCDEJ)        | ・部会等を機能させ、担当者間の調整を図りながら組織的な指導・支援を推進し、信頼感や安心感を与える環境を整えることができる(BCDEIJ)  |
|                        | 集団に対する指導・支援  | ・集団がもつ機能及び生徒指導の意義を理解している(E)                           | ・一人一人の児童生徒の多様性を尊重し、互いに認め合える学級づくり、授業づくりを進めることができる(BDEJ)      | ・学級や学年の集団としての機能を生かし、対話と交流を核とした人間関係づくりを進めることができる(BCDEJ)              | ・児童生徒による自発的・自治的な活動を計画し、児童生徒が協働できる学校づくりを進めることができる(BCDEIJ)              |
| 学校組織への参画               | 組織的な取組   | ・様々な活動の中で周囲と連携・協働しながら、主体的に考え、決めて、行動する姿勢を身に付けている(AF)   | ・学校組織の一員として、分掌や担当の役割に対して、連携・協働しながら、自分の役割を果たすことができる(AFI)     | ・様々な分掌の担当者等と組織的な連携を図り、具体的な支援を整理して提案し、課題解決に向かうことができる(AFIJ)           | ・地域や家庭を含む学校の課題を分析し、その課題を解決するための中・長期的なビジョンをもった具体的な提案を行うことができる(AFHIJ)   |
|                        | 保護者や地域等との連携・協働   | ・地域の歴史や文化、生活等について捉え、保護者や地域等と連携した教育活動の意義を理解している(I)     | ・保護者や地域等との連携の重要性を認識し、家庭との情報共有を図り信頼関係を築くことができる(EI)           | ・保護者や地域等との情報共有による連携を深め、必要に応じて関係機関と協働したり、関係者に相談や助言を求めたりすることができる(EIJ) | ・学校の課題を把握し、保護者や地域、関係機関等と連携する体制を築き、課題解決に向けて協働することができる(EHIJ)            |
|                        | 危機管理   | ・安全・安心な教育環境の整備について、基本的な知識を身に付けている(D)                  | ・危機管理マニュアル等に基づき、事案発生時の対応方法、特に初期対応について理解し、行動することができる(DG)     | ・危機を予測して未然防止を図るとともに、事案発生時には連絡・調整役として迅速に行動することができる(DG)               | ・校内の危機管理体制を点検し、事故等の未然防止に向けて、周囲に具体的に建設的な指示や助言を与えることができる(DFG)           |
| 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応 | ・一人一人の特性や教育的ニーズ等を把握し、個に応じた指導や必要な支援を行うことができる(BEHJ)<br>・校内支援体制の構築や協働、外部の専門機関等と連携した指導や支援の充実を図ることができる(BEI)                                 |   |   |   |   |
| ICT や情報・教育データの活用       | ・学習環境の改善を図ったり、質の高い探究的な学びを実現したりするため、デジタルツールを効果的に活用することができる(ABEFH)<br>・校務の効率化を図ったり、校務改善を進めたりするため、教育データやデジタルツールを適切かつ効果的に活用することができる(ABEFH) |   |   |   |   |

※ 各項目の( )内は、「群馬県教育ビジョン」の重点政策との関連性を示しています  
※ 上位のステージでは、下位のステージにおける指導の内容も求められます。